

文化審議会文化財分科会企画調査会（第 3 回）議事要旨（案）

1. 日 時

平成 25 年 9 月 19 日（木） 15 : 00 ~ 17 : 00

2. 場 所

文化庁特別会議室（旧文部省庁舎 5 F）

3. 出席者

（委 員）

亀井会長、福家会長代理、伊佐治委員、井上委員、大國委員、大城委員、甲元委員、  
野本委員、村上委員

（事務局）

石野文化財部長、平林伝統文化課長、江崎美術学芸課長、村田参事官（建造物担当）、  
田村文化財保護調整室長、その他関係官

4. 議事等

（1）前回の議事要旨及びこれまでの主な意見の確認が行われた。

（2）事務局より中央教育審議会教育制度分科会において配付された「教育委員会の判断が求められる事項について」及び「教育委員会制度の改革に関する論点メモに基づくパターン」、本会議用に作成した「地方文化財保護審議会の諮問を必要とする事項（例）」について説明が行われた後、各委員より教育委員会制度の改革に関する文化財保護行政上の論点についてパターン毎に順次発言がなされた。

【パターン①：教育委員会＝首長の附属機関 教育長＝首長の補助機関】

- そもそも教育長が首長の附属機関でありながら、教育行政の責任者たりえるのか。また、教育委員会が首長の附属機関なら、教育委員会の諮問・答申は教育長でなく首長になされることになるのではないかと。さらに、教育委員会は教育長の事務執行をチェックするとあるが、教育長ではなく首長をチェックするのではないかと。
- 教育長が首長と教育委員会の板ばさみになる場合があるだろう。
- 教育長が副市長相当職になるのだろうが、教育長が場合によっては首長の指示にノーと言える独立性をいかに確保できるか。議会同意で担保できると言えるのかなど、技術的に難しい面がある。
- 首長が教育について全て責任と権限を持つことになり、教育長には専門性や学校教育との連携など、かなりの力量を有する人材が求められることになる。教育委員会は、都市計画審議会のようなものになるのではないかと。

- 安定性・継続性が必要だが、これでは現行の教育委員会自体が埋没してしまい、首長の附属機関となり、没個性的なものになってしまうのではないか。
- 文化財保護行政の専門性・安定性・継続性を担保するためには、地方文化財保護審議会の権限を強化するしかないのではないか。地方文化財保護審議会は、首長の附属機関となるか、首長から教育長への委任事項に含まれてくるのか。
- 現行は教育委員会と地方文化財保護審議会の間で諮問・答申を行っているが、この場合は教育長との間で諮問・答申を行うことになるのではないか。都市計画審議会のように首長と諮問・答申を行うのは困難だと感じる。
- 教育委員会と地方文化財保護審議会の役割分担をどうするのかについて、法的整理が必要。
- 首長が任命する場合、自分に対してノーと言う人を選ぶかという問題もある。皆がイエスと言う人ばかりでは、この仕組み自体成り立たない可能性もある。
- この場合だと、首長はオールマイティな要素を有することになるが、首長によっては政治的中立性の確保が懸念される場合もあるかもしれない。
- 現行の制度で太宰府市では、教育委員会と開発部局との部局間連携はうまくいっているが、うまくいっていない自治体もあることから、そのような自治体においても安定的・継続的に連携ができるような仕組みづくりが必要ではないか。
- 文化財保護行政の中立性を担保するためには、地方文化財保護審議会の権限を強化し、権限を付与する必要があるのではないか。現在のように、ほとんどの部分を教育長の裁量に任せたままではいかがかと思う。
- 小規模な自治体では地方文化財保護審議会が機能していない、あるいは設置されていないこともあり、都道府県の権限を強化して、管内の市町村に対してより強く文化財保護の指導・助言できるようにする必要がある。
- 仮に文化財保護部局が首長の補助機関となった場合、地方文化財保護審議会も政争に巻き込まれる恐れがあり、中立性を担保することができないおそれもある。
- 都道府県、政令市、中核市の地方文化財保護審議会はしっかり機能しているが、小規模自治体では未設置のところもあることから、小規模な自治体については、①複数の自治体で共同設置、②近接する自治体に委託、③都道府県に委託するといった工夫も考えられるのではないか。
- 開発行為との均衡を図るための地方文化財保護審議会のイメージとして、特定行政庁の建築

審査会が参考になるのではないか。

- 例えば、圃場整備事業で、数年かかってあと2ヶ月で事業完了する時点で重要な埋蔵文化財が発見された場合、事業を中断して、保存が必要な場合はその範囲を非農地にするといったことを行っているが、仮に首長の補助機関となった場合に本当にそのようなことが出来るかは疑問を感じる。
- 選挙による首長の交代により、教育長も地方文化財審議会委員も総入れ替えとなり、これまで文化財の指定に向け準備していたものが白紙となってしまい、その間文化財保護行政が止まってしまったことがある。
- 開発行為との均衡を考える場合、文化財保護行政の中でも、埋蔵文化財とそれ以外の文化財を分けて考える必要がある。そもそも埋蔵文化財は、文化財保護法上の扱いが異なっている。例えば、埋蔵文化財については、都道府県に権限を集約・強化するなどの方法も考えられるのではないか。市町村の仕事の中で埋蔵文化財は大きな部分を占めている。
- 埋蔵文化財については、文化財保護法で都道府県教育委員会に史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができるようになっており、開発行為との均衡を図る権限を付与されている。
- 開発行為との均衡を考える場合、埋蔵文化財だけでなく、未指定の歴史的な建造物等についても考える必要があるのではないか。
- 埋蔵文化財については、指定されていないことから、他の指定文化財とは分けて考える必要がある。指定されていない、土地に埋蔵されている文化財という特性も関係あるのではないか。有形文化財、無形文化財等については、指定制度でカバーでき、悉皆調査を行うことで保護の対象とすることができる。
- 開発行為との均衡を考える場合、地方文化財保護審議会には現在の都市計画審議会と同等程度の権限を付与する必要があるのではないか。
- 首長と教育長の関係を地方公営企業管理者のイメージで考えているようだが、地方公営企業管理者と教育委員会では、担当している業務の範囲と権限の大きさが違う。例えば、地方公営企業管理者の交通局はバスや地下鉄の運営に係る執行だが、教育部局は教育行政全般、社会全体を対象としている。

【パターン②：教育委員会＝性格を改めた執行機関 教育長＝教育委員会の補助機関】

- この場合は、現行とあまり変わらないのではないか。また、教育委員会と教育長との権限の線引きが曖昧であるという印象がする。
- 教育委員のほとんどが学校教育関係者であり、文化財の専門家はあまりいないことから、地

方文化財保護審査会の権限を強化する必要があるのではないか。

- 国で出来ることには限界があるため、都道府県の管内の全ての市町村の文化財が同様に取り扱われる、保護されるようにする必要がある。
- 地方文化財保護審議会が教育委員会と教育長のいずれかの附属機関になるにしても、現行の社会教育委員やスポーツ推進審議会等の他の附属機関との並びで整理されるのではないか。
- 教育再生実行会議の提言で地方教育行政の責任者を教育長とすることを提言されているが、教育長が教育委員会の補助機関のままであれば、この提言との関係も問題になるのではないか。
- このパターンは教育委員会と教育長の関係について公安委員会の例を参考にしているが、現行の首長と教育長は近い関係にある一方、知事と県警本部長の関係はそれよりも距離があるため、より距離が遠くなってしまうような印象を受ける。
- 審議会の委員は、自分の意見が通らないと委員を辞めてしまうことがよくあり、責任体制が担保されていない。行政として、責任をきちんと果たすことのできる体制をどう構築するかが大事。
- 建築主事は、専門性を建築基準法で担保されており、専門職員として成立している。
- 文化財の専門職員として、建築主事のように法律で権限を付与された文化財主事を創設するなどの条件整備をするという方策も考えられる。
- 教育長と教育委員会の役割分担については、現行でも出来る部分もあり、実態としてほぼ変わらないのではないか。

【パターン③：教育委員会＝性格を改めた執行機関 教育長＝首長の補助機関】

【パターン④：教育委員会＝教育長の附属機関 教育長＝独任制執行機関】

- パターン①と同様、いずれの場合も、教育長には教育行政全般に精通した人材が求められるのではないか。
- 教育委員に学校教育だけでなく、文化財や社会教育の専門家を入れることも考えられる。

(3) 今後のスケジュールについて事務局より説明が行われた。